

欠席等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第15条第3項に定める欠席等に関する事項を定めるものとする。

(欠席及び欠課・遅刻・早退)

第2条 欠席、欠課、遅刻及び早退の確認は各教科担当者が行う。

2 欠席、欠課、遅刻及び早退は次のとおりとする。

- (1) 一日の授業に全く出席しない場合を欠席という。
- (2) 授業1コマ単位の欠席を欠課という。
- (3) 遅刻は授業開始時刻後20分以内とする。
- (4) 早退は授業終了前20分以内とする。
- (5) 当該授業における遅刻及び早退の合計数3をもって1コマの欠課とみなす。
- (6) 実習における遅刻及び早退は、1時間(45分)を単位として、欠課時間を計算する。
- (7) 実習中、体調不良が20分以上経っても回復しない場合は、1時間(45分)を単位として欠課時間を計算する。

(欠席・欠課等の届)

第3条 欠席、欠課、遅刻及び早退をする場合は、事前に事由を付して届け出るものとする。

ただし、傷病等により事前に提出しがたい場合は、事後速やかに提出すること。

2 欠席が7日以上にわたるときは、診断書を添付する。ただし、必要なときは7日以内であっても診断書の提出を求めることがある。

(忌 引)

第4条 忌引きの場合は、忌引届を提出しなければならない。

2 忌引きの日数は、次に定める期間内において必要と認める期間とする。なお、葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合は、忌引きの日数に往復日数を加算することができる。

(1) 血族	(2) 姻族	
(1) 父母	父母	7日間
(2) 子供		7日間
(3) 兄弟、姉妹、祖父母	兄弟、姉妹、祖父母	3日間
(4) 伯叔父母	伯叔父母	1日間
	配偶者	10日間

3 忌引きは欠席として扱わないものとする。

(公認欠席・欠課)

第5条 次の各号に該当する欠席(欠課)で、校長が承認をしたときは公認欠席(欠課)とする。

- (1) 就職試験・入学試験を受ける場合
- (2) 災害、交通機関の事故、その他不可抗力の原因による場合
- (3) 公民権を行使する場合
- (4) 学校保健安全法第19条による感染症、定期健康診断の再検、就職試験・入学試験のための健康診断
- (5) その他 校長が必要と認めた場合
 - 2 前項の承認を受けようとするときは、公認欠席(欠課)承認願を提出しなければならない。
 - 3 公認欠席(欠課)は欠席(欠課)として扱わないものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。